

新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、三田市立上野台中学校・八景中学校を統合し、三田市川除地内に建設するにあたり、令和7年度に策定した新統合中学校基本構想・基本計画(案)〔以下「基本構想・基本計画(案)」という。(案)により市民意見を募集し、必要に応じて修正のうえ、令和8年4月策定予定〕を踏まえ、建設に必要となる設計業務(建築基本設計・実施設計、造成・重要調整池・道路・水路設計等の土木設計及び、開発協議申請等の手続き業務を含む)を行うことを目的とする。

当該敷地に新統合中学校を建設するにあたっては、建築基本設計・実施設計、造成・重要調整池や道路・水路工事等にかかる一連の設計や関係機関等との調整を要し、これら設計業務を一括発注することにより、各設計を整合させ円滑な調整・進捗を図るものとする。

(3) 業務内容

別紙「新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託特記仕様書」(総則編、建築設計編及び土木設計編)(以下「特記仕様書」という。)に示すとおりとする。

(4) 特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

なお、特定テーマは、基本構想・基本計画(案)の趣旨を踏まえたうえで提案すること。

- ①生徒、地域住民、教職員等を考慮した動線計画、配置計画、平面計画について
- ②イニシャルコスト及びランニングコストの低減について
- ③造成における課題と対策及び最適な重要調整池について

(5) 履行期間

契約締結日から令和11年3月23日まで

2. 予算

委託料の見積限度額は、417,474,200円(消費税及び地方消費税を含む)

[年度割上限額]

令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
152,757,700円	244,052,900円	20,663,600円	417,474,200円

(令和8年度設計業務委託等技術者単価による)

なお、令和8年度予算可決前であるため、万一、予算が減額、否決された際には契約の相手方を特定する一切の手続きは効力を失うものとする。なお、本件プロポーザルに参加するために必要な一切の経費は応募者の負担とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4. 日程

候補者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容		期日等
(1)	実施公告	令和8年2月27日(金)
(2)	第1回質疑提出期限(参加表明に関する事)	令和8年3月13日(金) 17時必着
(3)	第1回質疑回答期限	令和8年3月17日(火) (市ホームページ掲載)
(4)	参加表明書提出期限	令和8年3月24日(火) 17時必着
(5)	参加表明書審査	令和8年3月25日(水)～3月30日(月)
(6)	参加資格審査結果(選定・非選定)通知	令和8年3月30日(月)
(7)	第2回質疑提出期限(技術提案等に関する事)	令和8年4月7日(火) 17時必着
(8)	第2回質疑回答期限	令和8年4月10日(金) (市ホームページ掲載)
(9)	技術提案書提出期限	令和8年5月14日(木) 17時必着
(10)	技術提案書審査(プレゼンテーション)	令和8年5月21日(木) ※詳細は別途通知
(11)	プロポーザル審査結果(特定・非特定)通知	プレゼンテーション後概ね1週間以内

5. 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 基本的要件

①三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

<プロポーザル参加のための確認書類> ※追加資料の提供を求める場合があります。

i	代表者証明(商業登記履歴事項全部証明書)
ii	法人税・消費税及び地方消費税の納税証明(その3の3) ※滞納がないことが確認できること
iii	財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書) ※最新1年分の決算数値がわかるもの
iv	印鑑登録証明書及び使用印鑑届(様式任意)

- ②市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。
- ⑥国税・県税・市税を滞納していないこと。

(2) その他要件

- ①過去 15 年以内（平成 22 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に完了）に本業務と同種又は類似業務の実績（契約金額及び官民の別は問わない）を有していること。
なお、「同種」、「類似」とは次に掲げる通りの業務とする。

同種業務

本業務において「同種」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校(以下「学校」という。)の基本設計・実施設計業務を一括で受注し完了した実績とし、校舎、屋内体育館等の延床面積が 6,000 m²以上の新築、改築・増築(以下「新築等」という。)に限るものとする。

※延床面積は、新築、改築・増築部分の床面積をいう。

類似業務

本業務において「類似」とは、学校の基本設計又は実施設計業務を受注した「同種」以外の実績とする。

- ②別紙「特記仕様書」の業務を行うために必要な技術者等の配置ができること。

6. 説明会の開催

実施しない。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書により「15. 問合せ先」のメールアドレスに電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

第 1 回 令和 8 年 3 月 13 日(金) 17:00 必着

(主に参加表明に関する質疑としますが、技術提案等に関する質疑も可)

第 2 回 令和 8 年 4 月 7 日(火) 17:00 必着

(3) 回答方法等

市ホームページの「入札・契約」ページに掲載し、三田市からの回答期日は、

第 1 回質疑に対する回答 令和 8 年 3 月 17 日(火)

第 2 回質疑に対する回答 令和 8 年 4 月 10 日(金)とする。

(4) 提出先

三田市教育委員会 学校教育部 学校再編課
(送付先等は「15. 問合せ先」を参照)

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

様式等		提出部数
①参加表明書	(様式1)	各1部
②法人概要	(様式2-1)	
③法人業務実績	(様式3)	
④業務実施体制	(様式4)	
⑤予定技術者の経歴等	(様式5)	
⑥予定技術者の業務実績	(様式6)	
⑦5(1)で示した書類(三田市入札等参加者資格者名簿に未登録のもののみ)		

※様式4～様式6は建築設計、土木設計をそれぞれ記入の上、提出すること。

※共同企業体の場合は、共同企業体参加資格審査申請書(様式2-2)を①共同企業体協定書 ②委任状 ③使用印鑑届と共に提出すること。

(2) 留意事項

①法人の業務実績(様式3)は、過去15年間において、同種・類似業務を受注し、実施したものを対象とすること。

業務実績は、最大5件まで記載することとし、その記載順序は次のとおりとする。

i 同種のものから中学校(小中一貫校、中高一貫校を含む)、その他(小学校、高等学校、特別支援学校、大学、幼稚園)の校種順に記載すること。

なお、校種が同一の場合は、延床面積が大きい順に記載すること。

ii 同種の実績が5件に満たない場合は、類似の実績を記載すること。

類似の実績は、下記㉞～㉟の順で記載することとし、各項目内における学校種別、面積の順は同種の例による。

㉞ 基本設計・実施設計を一括で受注した新築等(6,000 m²未満)の実績

㉟ 基本設計又は実施設計を受注した新築等の実績

㊱ ㉞、㉟以外の実績

②業務の一部を第三者に委託する場合は、業務実施体制(様式4)に記載するとともに、契約締結時に承諾手続きを経ること。

業務実施体制(様式4)に記載した予定(管理・主任・照査)技術者は、特記仕様書に定める資格証の写しを添付すること。

業務実施体制(様式4)に記載した予定技術者(担当技術者を含む)との雇用関係を証明する書面を添付すること。

下記の書類のうち、いずれかの写しを添付。

- ア. 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- イ. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ウ. 技術職員名簿（経営事項審査申請書類）
- エ. 商業登記簿謄本の役員名簿欄
- オ. 源泉徴収票
- カ. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- キ. 雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）

- ③予定(管理・主任)技術者の経歴(建築設計)(様式5)は、過去15年間において、同種・類似業務を受注し、実施したものを対象とすること。
業務実績は、最大5件まで記載することとし、その記載順序は①法人の業務実績の例によるものとする。
予定(管理)技術者の経歴(土木設計)(様式5)は、地盤に関連する専門性の高い土木工事における設計業務の実績を記載すること。
様式5は、様式4「業務実施体制」に記載した予定技術者(照査技術者及び担当技術者を除く)ごとに作成すること。
- ④様式5で記載した業務実績については、契約書の写し(実績の証明できる該当部分で可。)又はPUBDIS及びTECRISの写しを添付すること。なお、契約書又はPUBDIS及びTECRISに登録されていない実績を記載した場合は、その業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ⑤様式6は様式5「予定技術者の経歴等の表中⑤」に記載した実績のうち、1件について作成すること。

(3) 提出期限

令和8年3月24日(火)17時必着

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。(郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5) 提出先

三田市教育委員会 学校教育部 学校再編課
(送付先等は「15. 問合せ先」を参照)

9. 参加資格審査・通知

(1) 参加資格審査

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。その場合の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(2) 通知

参加資格審査の結果通知は、令和8年3月30日(月)付の郵送で行い、併せて電子メールを送信する。

(3) その他

参加資格を有する者が3者以上あった場合は、本要領「12. 審査基準等」の(1)技術提案書の提出者を選定するための基準により、業務経歴等を評価の上、二次審査の参加者を上位3者程度選定する。

ただし、評価が同一又は僅差の場合等、必要と認める場合は、最大4者まで選定できるものとする。

10. 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①技術提案書(様式7)	各8部 (正本1部、副本7部)
②業務の実施方針・実施フロー 業務工程表(様式8)	
③特定テーマに対する技術提案 (様式9-1~9-3)	
④見積書(様式任意)	1部

(2) 留意事項

①文字サイズは10ポイント以上とし、字体は読みやすいものとする。

②様式8を別紙で提出することができるものとする。別紙とする場合、実施方針、実施フロー、工程表の項目毎にA4用紙2枚若しくは、A3用紙1枚で提出することもできるものとする。

③本要領「1. 業務概要(4)」に示した特定テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマにつき指定様式4枚までとする。

※A4用紙2枚分をA3用紙1枚として提出することもできるものとする。

④見積書には、特記仕様書等に記載された内容を踏まえ、その経費を記載し、一式及び年度別についての見積り(内訳含む)を作成し提出すること。なお、各年度の見積もりは、「2. 予算」で示す上限を超えないこととし、各年度は該当予算の範囲で提案すること。

(3) 提出期限

令和8年5月14日(木)17時必着

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。(郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5) 提出先

三田市教育委員会 学校教育部 学校再編課
(送付先等は「15. 問合せ先」を参照)

11. プレゼンテーション

(1) 開催日時

令和8年5月21日(木) ※詳細は別途通知

(2) 場所

三田市教育委員会(三田市役所南分館)会議室

(3) 出席者

予定管理技術者(建築設計・土木設計各1名)及び、主任技術者(建築、機械設備、電気設備のうちいずれか1名)の出席を**必須**とし、全員で5人以内とする。

(4) その他

- ①HDMIケーブル、延長コード、大型モニターは市において用意する。
- ②プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明30分以内、質疑応答30分以内とする。
- ③プレゼンテーションの際に、技術提案書の内容をまとめたプレゼンテーション資料を配布することができるものとする。資料を配布する場合は、プレゼンテーション資料を8部用意し、当日のプレゼンテーションの場で配布するものとする。

12. 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価の配点、並びに候補者の特定は以下のとおりとする。

一次審査(40点)

「(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準」 3者程度を選定する。

二次審査(100点)

「(2) 技術提案書を特定するための基準(二次審査)」

※一次審査の得点は二次審査においては考慮(合算)しない。

※審査会において二次審査により、契約の相手方となる候補者を1者特定する。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査 40点)

分類	評価項目	評価内容	配点
業務経歴等 (40点)	過去15年以内の本業務と同種または類似の業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・法人として過去15年間において、本業務と同種または類似業務の実績を有するか。 (下記(優先順位)を考慮し配点する。) ①同種、①-2 学校種(中学校(小中一貫、中高一貫含む)) ②類似、②-1 基本設計・実施設計を一括で受注した新築等の実績、②-2 学校種(中学校(小中一貫、中高一貫含む)、②-3 基本設計又は実施設計を受注した新築等の実績 ※学校種が同じ場合は延床面積 	10点
	業務担当予定技術者の実績・能力	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設計において、予定(管理、主任)技術者が、過去15年間において、本業務と同種または類似業務を担当した実績。(法人の実績の例により、考 	20点

分類	評価項目	評価内容	配点
		慮して配点する。) <ul style="list-style-type: none"> ・土木設計において、本業務の遂行に必要な業務実績を有する管理技術者の配置。(経験年数、実績と本業務との関連性を考慮して配点する。) 	
	本業務を円滑かつ確実に実施できる能力と体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務担当技術者を補佐する担当者を複数配置するなど、本業務の円滑かつ確実に実施できる能力と体制。(配置技術者の人数、資格を考慮し配点する。) 	10点
合計	一次審査の合計		40点

(2) 技術提案書を特定するための基準 (二次審査 100点)

分類	評価項目	評価内容	配点
業務実施方針等(25点)	①業務実施方針及び業務の取組み体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的・内容の理解度が高く、具体性・実効性のある提案であるか。 ・建築、造成、重要調整池、道路、水路等の各設計の連携及び総合調整が適切に行われる体制となっているか。 ・全体として整合した設計とするためのポイントや工夫等について具体的に提案されているか。 	10点
	②関係機関等との協議、業務進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・造成設計と建築設計を一体的に検討する際の留意点や、開発行為を伴う学校建設を行う際の留意等を把握し適切に対応できるか。 ・必要となる関係機関との協議や、手続きの概要、留意事項、期間等について熟知しているか。 ・発注者の意向に沿った設計工程(業務工程表作成)となっているか。 ・業務を確実に円滑に進めるためのポイントや工夫、工期短縮の可能性などが検討されており、現実的かつ計画的なスケジュールとなっているか。 ・都市計画法に基づく開発協議、土地収用法に基づく事業認定の事前協議図面等の作成、その他必要な関係機関との協議、調整をどのように行っていくか等について具体的に提案されているか。 	15点

分類	評価項目	評価内容	配点
プレゼンテーション (10点)	業務担当予定技術者の説明、取り組み意欲等	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成は理解しやすいか。 業務担当予定技術者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。 質問に対する受け答えは適切であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。 	10点
特定テーマに対する企画提案 (50点)	①生徒、地域住民、教職員等を考慮した動線計画、配置計画、平面計画について	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境を踏まえたうえで、生徒や地域住民、教職員など、新統合中学校の利用者、使用者、管理者を考慮した動線計画の考え方が提案されているか。 上記の動線計画は、生徒の通学、教職員の通勤、学校施設の地域への開放、地域クラブ活動への配慮、給食の配送、ゴミの収集などを考慮したうえで、自動車、自転車、歩行者などの動線が判別できるようになっているか。 上記の動線計画に基づく配置計画、平面計画の考え方が提案されているか。 	20点
	②イニシャルコスト及びランニングコストの低減について	<ul style="list-style-type: none"> 新統合中学校の建設工事費を抑えるための基本的な考え方や具体的な方法等が提案されているか。 (建物形状、建物構造、使用材料、使用機器、仮設計画、工期など) 新統合中学校開校後の維持管理費を押さえるための基本的な考え方や具体的な方法等が提案されているか。 (水光熱費の低減、修繕費・メンテナンス費の低減、清掃費の低減など) 	15点
	③造成における課題と対策及び最適な重要調整池について	<ul style="list-style-type: none"> 新統合中学校の造成における課題の整理及び課題への対策に係る設計の考え方が提案されているか。 新統合中学校の重要調整池として最適な構造形式が提案されているか。 	15点
見積書 (15点)	見積金額	見積金額による評価	15点
合計	二次審査の合計		100点

(3) その他

二次審査にて総合評価の合計点が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たないものは特定の対象としない。また、参加者が同評価点となった場合の優先項目は、次のとおりとする。

同点の場合の優先項目は、次のとおりとする。

- ① 分類「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- ② 見積書の金額が低い者
- ③ 上記においても同点の場合は、審査会による協議

13. 技術提案書選定方法・通知

提出された技術提案書について審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

14. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者(管理技術者、主任技術者、照査技術者)は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、その他やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者に変更することについて、市の了解を得なければならない。
- (6) 本件プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面(様式任意)によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ①参加資格要件を満たしていない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ③審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ④見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ⑤本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合

- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15. 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2-1-1

三田市教育委員会 学校教育部 学校再編課(三田市役所南分館)

TEL : 079-559-5558

Email : ksaihen@city.sanda.lg.jp